

人事行政の運営状況を公表します

市職員の給与や職員数、勤務条件などについてお知らせします。この公表は、「相生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づくもので、人事行政の運営状況を市民の皆さまにお知らせし、その公平性と透明性を高めることを目的としています。※詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。
お問い合わせは、総務課職員係へ(TEL 23-7126 FAX 22-6439)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末) A	歳出額	実質収支	人件費	人件費率 (B/A)	(参考)24年度の 人件費率
25年度	26,331人 30,862	千円 13,023,080	千円 447,980	千円 1,918,921	% 14.7	% 18.7

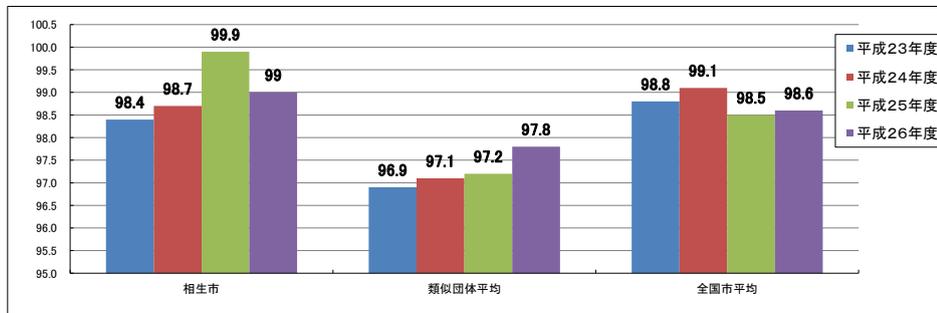
(注) 人件費には、市長、議員等特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	224人	千円 767,378	千円 107,816	千円 290,442	千円 1,165,636	千円 5,204	千円 5,512

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 特別職は除きます。
3 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	給与改定率	(参考) 国の改定率
25年度	0%	0%

② 特別給

区分	年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
25年度	3.95月	3.95月

(注) 「年間支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

一般行政職				
平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
42.8歳	150人	322,100円	368,534円	351,016円
一般行政職(兵庫県)				
平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
44.3歳	-	338,000円	436,666円	393,936円
一般行政職(国)				
平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
43.5歳	-	335,000円	-	408,472円
一般行政職(類似団体)				
平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
42.9歳	-	322,789円	381,536円	348,428円
技能労務職(全体)				
平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額※1	平均給与月額(国比較ベース)※2
52.0歳	39人	285,600円	316,841円	295,853円
技能労務職(清掃員)				
平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
50.4歳	2人	254,000円	292,600円	306,587円

技能労務職(学校給食員)				
平均年齢	職員数	平均給料月額(A)	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
45.6歳	7人	218,214円	224,457円	220,557円
技能労務職全体(兵庫県)				
平均年齢	職員数	平均給料月額(A)	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
52.7歳	580人	330,000円	400,516円	368,554円
技能労務職全体(国)				
平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
50.1歳	-	297,992円	-	326,611円
技能労務職全体(類似団体)				
平均年齢	職員数	平均給料月額(A)	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
50.7歳	23人	291,255円	318,965円	302,285円

- 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

区分	民間			A/B	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)		相生市(C)	民間(D)	C/D
清掃員	廃棄物処理業	44.7歳	288,100円	1.02	4,519,070円	3,939,100円	1.15
学校給食員	調理士	42.4歳	270,800円	0.83	3,541,373円	3,591,400円	0.99

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成23年～25年の労働者数で加重平均)を使用している。調理士は兵庫県の平均値、清掃員は全国の平均値です。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		相生市	兵庫県	国
		決定初任給	決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	178,800円	176,642円	172,200円
	高校卒	144,500円	143,131円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円～ ※1	139,809円	—
	中学校卒		—	—

※1 資格、年齢等により決定初任給は異なる。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	
一般行政職	大学卒	255,600	314,250円	365,880円
	高校卒	—	—	—

※技能労務職員については、資格や年齢により初任給が異なるため、算定できません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参考		1号給の給料月額	最高号給の給料月額
				1年前の構成比	5年前の構成比		
7級	部長	12人	8.2%	9.8%	9.2%	366,200円	468,100円
6級	課長	19人	12.9%	11.3%	13.2%	320,600円	429,500円
5級	主幹・課長補佐	24人	16.3%	17.6%	20.4%	289,200円	400,600円
4級	係長	30人	20.4%	20.4%	20.4%	261,900円	388,300円
3級	主任	16人	10.9%	13.4%	21.7%	222,900円	354,700円
2級	主事・技師	29人	19.7%	14.8%	12.5%	185,800円	307,800円
1級	主事・技師	17人	11.6%	12.7%	2.6%	135,600円	243,700円

- (注) 1 相生市の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
3 給与構造改革により、8級制から7級制へ給料表の級区分が変更されています。
4 給与区分に対する標準的な職務の内容を明確なものとするため、平成20年度から係長の区分を3級から4級へ、課長補佐の区分を4級から5級に改正されています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年4月1日を基準日として、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うこととしております。そして、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同日前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給とすることを標準として、以下に定める基準に基づき決定しています。			
勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		右記以外の職員	55歳を超える職員
勤務成績が極めて良好である職員	A	8号給以上	2号給以上
勤務成績が特に良好である職員	B	6号給	1号給
勤務成績が良好である職員	C	4号給(2号給)	0号給
勤務成績がやや良好でない職員	D	2号給(0号給)	0号給
勤務成績が良好でない職員	E	0号給	0号給

※()は、上記(1)一般行政職の級別職員数の状況の表中5級であり、かつ、主幹の職にある職員又は6級以上の職にある職員のほか、規則で定められた管理職以上の職員に適用されます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤労手当

相生市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,418千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,803千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤労手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(25年度支給割合) 期末手当 勤労手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(25年度支給割合) 期末手当 勤労手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%(抑制後4～10%) ・管理職加算 10～20%(抑制後5～10%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤労手当への勤務成績の反映状況

期末手当及び勤労手当は、民間企業のボーナスにあたるものです。期末手当は6月1日及び12月1日(これらの日を基準日といいます。)にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて支給され、勤労手当は基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、以下のとおり支給されます。また、平成25年度における支給割合等は過去1年間の民間企業のボーナス支給実績を反映した結果となっています。

勤務成績が特に優秀な職員	100分の83.5以上100分の135以下
勤務成績が優秀な職員	100分の74以上100分の83.5未満
勤務成績が良好な職員	100分の64.5
勤務成績が良好でない職員	100分の64.5未満

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

相生市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算) 1人当たり平均支給額(普通会計) 16,785千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	3,608千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)	106,117千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	19.9%		
手当の種類(手当数)	9		
手当の名称	区分	支給額	支給を受ける者
市税事務従事手当	差押調書1件につき	100円	物件の差押又は搜索の事務に従事した職員
	1人1日につき	200円	差押物件の引揚事務に従事した職員
感染症防疫作業従事手当	1人1件につき	300円	感染症防疫に従事する職員が感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において感染症患者若しくは感染症の疑のある患者の救護若しくは感染症の病原体の附着の危険がある物件の処理作業に従事した職員又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事した職員
社会福祉事業手当	1人1日につき	150円	社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に基づき、保護、育成又は更正の措置を要する者等の家庭を訪問し、これらの者に面接した職員
医療業務従事手当	1人につき月額	1,000,000円以内	診療に従事した医員
	深夜における勤務時間が4時間以上である場合 1人勤務1回につき	3,300円	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した病棟に勤務する看護師
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 1人勤務1回につき	2,900円	
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合 1人勤務1回につき	2,000円	
死体取扱手当	1人1件につき	1,000円	市民病院入院患者が死亡した場合、その死体を取り扱う市民病院勤務の看護師及び自動車を運転する職員
清掃作業従事手当	1人1日につき	800円	し尿収集作業、し尿処理作業に従事した職員
	1人1日につき	600円	塵芥収集作業、塵芥処理作業に従事した職員
	1人1日につき	600円	汚泥収集作業に従事した職員
行旅死病人取扱手当	1人1件につき	3,000円	行旅死亡人の取扱いに従事した職員
	1人1件につき	1,000円	行旅病人の取扱いに従事した職員
放射線取扱手当	1人につき1日	100円	放射線の取扱いに従事した職員
自動車整備手当	自動車整備管理者 1人につき月額	2,000円	自動車の点検及び整備並びに管理に従事した職員
	自動車整備管理補助者 1人につき月額	1,000円	

(4)時間外勤務手当

平成25年度	支給実績(普通会計決算)	職員1人当たり平均支給年額
	31,199千円	139千円
平成24年度	支給実績(普通会計決算)	職員1人当たり平均支給年額
	48,475千円	186千円

(5)管理職手当

平成25年度	支給総額(普通会計決算)	職員1人当たり平均支給年額
	33,287千円	564千円
平成24年度	支給総額(普通会計決算)	職員1人当たり平均支給年額
	35,508千円	555千円

(6)その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円/月 扶養親族 一人につき6,500円/月 ただし16歳~22歳まで5,000円加算	同じ	23,897千円	246千円
住居手当	借家27,000円/月を限度	同じ	7,212千円	328千円
通勤手当	交通機関利用者 55,000円/月を限度 自動車等利用者(2km以上) 2,000円~24,500円/月	同じ	8,613千円	62千円

(注)1 支給実績及び職員1人当たり平均支給年額は、平成25年度普通会計決算より算出しています。
2 持家に係る住居手当については、平成21年12月1日から廃止しています。

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	820,000円 (912,000円)	(参考)類似団体における最高/最低 950,000円 / 427,500円	
	副市長	718,000円 (756,000円)	750,000円 / 512,000円	
報酬	議長	503,000円	503,000円 / 310,000円	
	副議長	431,000円	431,000円 / 280,000円	
	議員	392,000円	392,000円 / 260,000円	
期末手当	市長 副市長	(25年度支給割合) 3.95月分		
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 3.95月分		
	退職手当	(算定方式) 市長 421/100(在職期間1年につき) 副市長 268/100(在職期間1年につき)	(1期の手当額) 13,808,800円 7,696,960円	(支給時期) 任期毎 任期毎
備考				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務企画	48	49	1	業務増による
	税務	16	15	△1	欠員不補充による
	民生	28	30	2	事務の充実による
	衛生	46	46	0	
	農林水産	9	9	0	
	商工	4	4	0	
	土木	21	21	0	
	小計	175	177	2	(参考) 人口1万人当たり職員数 57.35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 58.67人)
部行特 門政別	教育	49	49	0	
	消防	0	0	0	
	小計	49	49	0	
普通会計部門		224	226	2	(参考) 人口1万人当たり職員数 73.23人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 77.00人)
公業計 営等部 企会門	病院	28	28	0	
	下水道	5	4	△1	欠員不補充による
	その他	8	8	0	
	小計	41	40	△1	
合計		265 [363]	266 [363]	1 [△40]	(参考) 人口1万人当たり職員数 86.19人

(注)1 上記の職員数は、一般職に属する職員数(教育長除く。)で、再任用職員を含む。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	計
職員数	0人	6人	20人	20人	25人	32人	(横につなげます)
40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計	
31人	19人	36人	24人	45人	8人	266人	

(3)職員数の推移

部門別	年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		184	179	173	174	175	177	△7(△3.8%)
	教育	48	47	48	48	49	49	1(2.1%)
消防	39	39	38	39	0	0	△39(△100.0%)	
普通会計計	271	265	259	261	224	226	△45(△16.6%)	
公営企業等会計計	44	43	40	44	41	40	△4(△9.1%)	
総合計	315	308	299	305	265	266	△49(△15.6%)	

(注) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況(一般的な市役所勤務の場合)

(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分		
	時間	開始時間	終了時間
勤務時間	7時間45分	8時30分	17時15分
休憩	1時間	12時00分	13時00分

(2) 一般職の年次休暇の状況(平成25年分)

年次休暇	1年を通じ20日以内
平均取得日数	7.6日

(3) 特別休暇等の種類と日数

(平成26年4月1日現在)

種 類	日 数
公傷病休暇	3年以内
私傷病休暇	90日以内
産前及び産後の休暇	予定日以前8週間(多胎妊娠14週間) 出産日後8週間
育児時間	1日2回それぞれ30分以内
生理休暇	2日以内
結婚休暇	5日以内
配偶者の出産休暇	2日以内
男性職員の育児参加休暇	5日以内
忌引休暇	7日以内
夏季休暇	3日以内
ボランティア休暇	5日以内
子の看護休暇	5日以内
短期介護休暇	5日以内
組合休暇(無給)	30日以内
介護休暇(無給)	連続する6月以内

(4) 育児休業の取得状況(平成25年度)

男性	女性	計
—	9人	9人

4 職員のサービスの状況

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例規則、上司の職務命令に忠実に従わなければなりません。

(2) 職務に専念する義務

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務にのみ従事しなければなりません。

(3) 信用失墜行為の禁止

職員は、その職の信用を傷つけ、または職員全体の不名誉となるような行為をしてはいけません。

(4) 秘密を守る義務

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

(5) 政治的行為の制限

職員は、政党その他の政治団体の結成に関与したり、役員になったり、これらの構成員になるよう、また、ならないよう勧誘してはいけません。

(6) 争議行為の禁止

職員は、争議行為(ストライキ)をしてはいけません。

(7) 営利企業等の従事制限

職員は、許可なしに営利を目的とする会社その他の団体等の役員を兼ね、または、自ら営利を目的とする企業を営み、または、報酬を得ていかなる事業・事務に従事してはいけません。

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成25年度職員研修の状況

職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲をもって職務に取り組み、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけるため、様々な研修を行っています。

平成25年度の職員研修の状況

研修名・派遣研修機関	受講人数
市単独研修	
行政能力向上研修	6人
行政実務基礎研修	18人
人権研修	24人(人権研修推進委員) ※研修は、全職員が受講。
新任職員研修	6人
政策課題研究	5人
一般職研修(タイム・マネジメント)	16人
監督職研修(接遇能力向上と積極的傾聴)	15人
管理職研修(行政経営)	11人
現業職研修(講演会:コミュニケーション能力向上)	41人
国内派遣研修	4人
普通救命講習	50人
計	196人
派遣研修	
兵庫県自治研修所	20人
播磨自治研修協議会	38人
兵庫県	9人
兵庫県市町村振興協会	5人
市町村職員中央研修所	3人
全国市町村国際文化研修所	1人
兵庫県市長会	1人
自治大学校	1人
国土交通大学校	1人
陸上自衛隊	6人
計	85人
合計	281人

(2) 勤務成績の評定の状況

相生市では、職員の能力開発及び人材育成に資することを目的とし、他都市に先駆け従来から全職員(一部教育職を除く。)を対象に勤務成績の評定を行っています。その結果は、人事異動、昇任、給料(昇格・昇給)、勤勉手当(ボーナス)に的確に反映しています。なお、階層別の評定項目は、以下のとおりです。

階層別評定項目

部課長級

課長補佐・係長級

能力	組織管理能力	能力	知識・技能
	対人能力		政策形成能力
	政策形成・判断能力		対人能力
	部下指導能力		組織管理・部下指導能力
意識行動	公務員倫理	意識行動	公務員倫理
	人権感覚(国際感覚的要素加味)		人権感覚(国際感覚的要素加味)
	自己成長意識		自己成長意識
	市民感覚		市民感覚
業績	業務処理実績(業務遂行能力)	業績	業務処理実績(業務遂行能力)
	業務改革実績(コスト・改革意識)		業務改革実績(コスト・改革意識)

一般職

技労職

能力	知識・技能	能力	体力
	理解力		機敏さ
	表現力・正確性		熟練
	対人能力		知識・技能
意識行動	公務員倫理	意識行動	理解力
	人権感覚(国際感覚的要素加味)		協調性・勤勉性
	自己成長意識		注意力・安全観察
	市民感覚		市民感覚・公務員倫理
業績	業務処理実績(業務遂行能力)	業績	業務処理実績(業務遂行能力)
	業務改革実績(コスト・改革意識)		業務改革実績(改革意識)

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況(平成25年度)

職員の健康保持と疾病予防のため、相生市職員安全衛生管理規程第17条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

区 分	受診者数
定期健康診断	181人
特別健康診断	3人

(2) 公務災害及び通勤災害の発生状況(平成25年度)

災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤よって災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償と、被災職員及びその遺族の援護など必要な事業を行うことを目的としています。

災害の認定及び補償については、地方公務員災害補償基金兵庫県支部が行っています。

災害区分(認定)	認定件数
公務災害	1件
通勤災害	0件
計	1件

(3) 職員の福利厚生状況

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、相生市職員共済会を設置し、会員の会費及び市からの補助金等により事業を行っています。主な事業は下記のとおりです。

【予算額、補助金、会費等について】

共済会予算額	15,870千円	(平成25年度比 △1,350千円 △7.8%)
公費補助額	2,500千円	(平成25年度比 0円)
会費額	6,600千円	給料の0.7%
その他収入額	6,770千円	手数料、行事参加負担金、基金繰入金等
会員数	249人	平成26年4月1日現在

【各種事業について】

種 別	事業名	備考
給付事業	弔慰金	財源は、全額会費により運営
	出産見舞金	
	病氣見舞金	
	結婚祝金	
	入学祝金	
	結婚記念祝金	
	退会給付金	
	研修給付費	
	特症給付金	
	特定給付金	
福利厚生事業	災害備蓄給付費	財源は、会費及び市補助金等により運営
	健康増進事業	
	リフレッシュ事業	
	イベント協賛事業	
	クラブ活動推進事業	
	厚生事業	

7 公平委員会の状況

平成25年度における業務の状況	
勤務条件に関する措置の要求件数	0件
不利益処分に関する不服申立て件数	0件